



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
http://www.totori-rouki.or.jp/

鳥取労働局ホームページ
http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17

TEL(52) 7300・7301 FAX(52) 7311

編集責任者 高塚 俊 夫

鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、各種の行政課題に対応するため、毎年度、「行政運営方針」を策定しています。

平成26年度は、特に最重点で取り組む施策として、次の四つの項目を掲げ、より効率的、効果的な行政運営を行うこととしています。

第1に、正社員求人等多くの求職者が希望する求人に重点を置き、積極的に雇用機会の確保を図り、求人企業と求職者とのマッチングへの支援や対策を推進します。

第2に、若者の就職状況の改善をより確かなものとするため、新卒者及び既卒者に対する就職支援、フリーター

等の正規雇用化に向けた各種支援を積極的に実施します。

第3に、労働災害の更なる減少を図るため、労働災害が増加した業種等への指導、リスクアセスメントの導入・定着を図り、安全・安心の職場づくりを促します。

第4に、男女労働者の間に生じる差の解消を目指す取り組みであるポジティブ・アクションを積極的に推進するとともに、子育てする女性への再就職支援の充実を図ります。

これらの四つの項目に対する具体的な実施事項、数値目標は、下表のとおりです。

平成26年度 行政運営方針「最重点施策に係る目標数値」

番号	最重点施策	目 標	実 施 事 項 (達成方法)
1	雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進	①雇用形態が正社員である求人数を、対前年度比4%以上の増加とする。 ②常用雇用の就職率を40.6%以上とする。 ③雇用保険受給者の早期再就職割合を34.3%以上とする。 ④常用雇用の求人充足率を27.7%以上とする。	・正社員求人、多くの求職者が希望する求人に重点を置いた求人開拓の実施 ・雇用関係給付金の活用による求人開拓の実施 ・県・市町村産業振興施策との緊密な連携による誘致企業や創業・事業拡大企業等の求人の確保 ・県と連携した求人開拓の実施 ・県と連携した人材不足業種への人材確保の支援 ・担当者制による職業相談 ・就職支援セミナーの充実 ・個別求人開拓の実施 ・「早期就職支援コーナー」による就職支援プログラムの実施 ・就職支援セミナーの充実 ・事業所担当制(求人担当制)等による求人充足サービスの実施 ・求人充足に向けたコンサルティングの実施 ・求職者情報の積極的な提供によるマッチング ・企業説明会及びミニ面接会等の開催 ・求人条件緩和指導の実施
2	若者の雇用対策の推進	①新規高卒就職者の内定率を97.9%以上とし、前年度を下回らない。 (平成27年3月卒業予定者) ②新卒応援ハローワークの正社員就職者数を579人以上とする。 ③フリーター等の正規雇用者数を1,537人以上とする。	・経済団体・個別事業主等への求人拡大の要請 ・求人開拓や就職面接会の開催 ・新卒者就職応援本部の活用による関係機関等の連携 ・新卒応援ハローワーク等による新卒者(卒業3年以内の既卒者を含む)の就職支援の推進 ・高校・大学等と連携した未内定新規学校卒業予定者の早期把握・未就職卒業者の実態把握 ・学卒ジョブサポーターによる個別支援の実施 ・若者応援企業宣言事業の推進 ・職業意識形成支援の積極的推進 ・就職・採用活動開始時期変更に関する対応 ・ハローワーク(わかもの支援コーナー(鳥取所)、わかもの支援窓口(米子所))による就職支援 ・若者応援企業宣言事業の推進 ・各種助成金制度等の活用による就職支援 ・若者仕事ぶらさ(ジョブ・カフェ、地域共同就職支援センター)におけるきめ細かな就職支援 ・とっとり・よなご若者サポートステーションとの連携による就職支援 ・若者への職業能力開発機会の提供
3	労働災害防止対策の推進	①休業4日以上の死傷者数を438人以下とする。 ②死亡災害の減少を図る。	・第12次労働災害防止推進計画の重点業種に対する、その特性に応じた労働災害防止対策等の指導 ・リスクアセスメント未実施事業場等に対する導入・定着の指導と担当者養成のための講習等の実施 ・「ゼロ災害55」無災害運動、鳥取県産業安全衛生大会、安全衛生管理活動計画書等を通じた自主的な安全衛生に係る取組の推進 ・降雪期における天候による労働災害防止の指導 ・安全衛生労使専門家会議からの提案を踏まえた指導の実施
4	女性の活躍推進	①ポジティブ・アクション宣言コーナー又は応援サイトの新規登録企業を7社以上とする。 ②ポジティブ・アクション取組要請を行った個別事業主の取組実施率を60%以上とする。 ③マザーズハローワーク事業の重点支援対象者数を730人以上とする。 ④マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率を87%以上とする。	・経済団体・個別事業主等へのポジティブ・アクション取組の要請 ・ポジティブ・アクション促進のための経営トップ等への啓蒙 ・女性の活躍状況に関する情報開示の促進 ・女性の活躍推進実施企業の好事例の周知(均等・両立推進表彰企業等) ・ポジティブ・アクション能力アップ助成金等の活用促進 ・マザーズコーナーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進

平成25年 労働災害発生状況

平成25年の鳥取県内における休業4日以上死傷者数は465人(確定)で、平成24年より2人(0.4%)の減少となりました。

この災害統計は、企業から提出される労働者死傷病報告書(様式第23号)を集計しており、平成25年の発生状況は、平成26年3月末までに提出されたものをもって確定し、大幅に減少した平成24年に続き、2年連続して減少しましたが、昨年策定した第12次労働災害防止推進計画で、平成25年の数値目標を452人以下としていたことから目標達成はなりませんでした。

また、死亡者は5人で、前年より1人の減少となりました。

労働災害の業種別、各労働基準監督署別の発生状況は下表のとおりですが、県西部で全体の48.8%を占めるなど多くの災害が発生しています。また、業種別では小売

業などの第三次産業が207人(44.5%)と最も多く、次いで製造業98人(21.1%)、建設業76人(16.4%)の順となっています。

事故の型別の発生状況では、転倒災害が116人で、全体の25.0%を占め、次いで、墜落・転落災害が死亡者4人を含む74人(15.9%)、はさまれ・巻き込まれ災害が死亡者1人を含む52人(11.2%)となっています。

今後、鳥取労働局では、第12次労働災害防止推進計画で、平成26年の労働災害の数値目標を438人以下としていることから、労働災害が増加している第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)に対して、安全担当者を配置し、5S活動やKY活動など自主的な労働災害防止活動に取り組むよう指導するとともに、全ての企業に対しては、「危険のない職場」づくりのため、リスクアセスメントの実施を呼びかけています。

平成25年労働災害発生状況(確定) 平成25年1月～12月発生状況(確定) 鳥取労働局

業 種 別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	平成25年 死傷者数	平成24年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	平成25年 死傷者数	平成24年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	平成25年 死傷者数	平成24年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	平成25年 死傷者数	平成24年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)
全 産 業	(5) 465	(6) 463	-2	-0.4	(2) 166	(2) 164	-2	-1.2	(1) 227	(4) 217	10	4.6	(2) 72	86	-14	-16.3
製 造 業	98	102	-4	-3.9	26	32	-6	-18.8	56	58	-2	-3.4	16	12	4	33.3
木材・木製品・家具装飾品製造業	10	12	-2	-16.7	4	4	0	0.0	4	7	-3	-42.9	2	1	1	100.0
鉄鋼・金属製品製造業	12	11	1	9.1	3	5	-2	-40.0	7	5	2	40.0	2	1	1	100.0
機械器具製造業	12	15	-3	-20.0	3	5	-2	-40.0	7	7	0	0.0	2	3	-1	-33.3
食料品製造業	45	38	7	18.4	8	9	-1	-11.1	30	25	5	20.0	7	4	3	75.0
上記以外の製造業	19	26	-7	-26.9	8	9	-1	-11.1	8	14	-6	-42.9	3	3	0	0.0
建 設 業	(3) 76	(2) 78	-2	-2.6	(1) 30	(2) 32	-2	-6.3	(1) 35	30	5	16.7	(1) 11	16	-5	-31.3
土木工事業	(2) 28	(2) 29	-1	-3.4	(1) 11	(2) 11	0	0.0	(1) 14	14	0	0.0	3	4	-1	-25.0
建築工事業	(1) 43	47	-4	-8.5	17	20	-3	-15.0	18	15	3	20.0	(1) 8	12	-4	-33.3
木造家屋建築工事業	18	20	-2	-10.0	7	6	1	16.7	7	8	-1	-12.5	4	6	-2	-33.3
その他の建築工事業	(1) 25	27	-2	-7.4	10	14	-4	-28.6	11	7	4	57.1	(1) 4	6	-2	-33.3
その他の建設業	5	2	3	150.0	2	1	1	100.0	3	1	2	200.0	0	0	0	0.0
運 輸 交 通 業	46	(1) 48	-2	-4.2	23	20	3	15.0	18	(1) 23	-5	-21.7	5	5	0	0.0
道路貨物運送業	35	(1) 39	-4	-10.3	15	(1) 16	-1	-6.3	16	(1) 20	-4	-20.0	4	3	1	33.3
その他の運輸交通業	11	9	2	22.2	8	4	4	100.0	2	3	-1	-33.3	1	2	-1	-50.0
林 業	28	34	-6	-17.6	15	18	-3	-16.7	11	14	-3	-21.4	2	2	0	0.0
その他の事業	(2) 217	(3) 205	12	5.9	(1) 72	62	10	16.1	107	(3) 92	15	16.3	(1) 38	51	-13	-25.5
卸・小売業	(1) 68	(2) 62	6	9.7	22	16	6	37.5	36	(2) 29	7	24.1	(1) 10	17	-7	-41.2
清掃業・ビルメンテナンス業	19	20	-1	-5.0	7	7	0	0.0	11	8	3	37.5	1	5	-4	-80.0
旅館・ホテル業	(1) 12	10	2	20.0	(1) 1	1	0	0.0	7	6	1	16.7	4	3	1	33.3
保健衛生業	30	43	-13	-30.2	10	14	-4	-28.6	13	18	-5	-27.8	7	11	-4	-36.4
通信業・金融業等	19	20	-1	-5.0	7	7	0	0.0	5	9	-4	-44.4	7	4	3	75.0
上記以外のその他の事業	69	(1) 50	19	38.0	25	17	8	47.1	35	(1) 22	13	59.1	9	11	-2	-18.2

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。
機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

「安全意識は命綱 しっかり締めて 目指そうゼロ災」 平成26年中央労働災害防止協会年間標語

業務改善助成金の拡充のお知らせ

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い時間給(800円未満の方)を40円以上上げる中小企業に対し、労働能率の増進等に資する設備の導入等の経費を助成するもので、平成26年度は、次の2点の内容が拡充されました。

- ①これまでの支給要件の4年以内に800円以上とする「賃金改善計画」の作成が廃止され、単年度で40円以上の「賃金引上計画」の作成。
- ②支給額は、業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)の助成率ですが、労働者30人以下の小規模事業者については助成率が4分の3に引上げ。ご希望の事業者は、早めの相談、申請をお願いします。詳しくは、鳥取労働局のホームページもしくは直接、鳥取労働局労働基準部賃金室(電話0857-29-1705)までお問い合わせください。

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場での受動喫煙を防止するため、喫煙室を設置する際にその費用の一部を助成します。

- 対象者：中小企業事業主(業種を問いません)
- 助成内容：下表のとおり

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室設置にかかる経費 (工費、設備費、備品費、機械装置費など)	2分の1	200万円

- 条件：喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上の基準を満たす必要があります。
- 手続き：喫煙室設置前に、事前に鳥取労働局に交付申請が必要です。

〔事例〕

- ①事務室の一角に換気扇を取付けて喫煙室とし、室内には分煙装置を設置した。
 - ②敷地内に10㎡の喫煙室を新設し、換気扇とエアコンを設置した。
- 詳しくは、鳥取労働局のホームページをご覧ください。

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

平成26年度の労働保険年度更新は、6月1日から7月10日までに平成25年度労働保険料の精算と、平成26年度労働保険料の申告・納付を行っていただきます。

関係書類は5月31日必着で発送いたします。

説明会及び集合受付を東部・中部・西部の各会場で開催しますので、最寄りの会場にお出かけください。

インターネットを利用した電子申請や金融機関で手続きを行うことも可能です。

電子申請は、申告書右上に印刷してある8桁のアクセスコードを使用して手続きを行っていただきます。併せて電子納付を利用することも可能です。

詳しくは電子政府の総合窓口・

(<http://www.e-gov.go.jp/>) をご覧ください。

金融機関を利用される場合は、申告書の提出と保険料の納付を同時に行っていただくことになります。申告書と納付書を切り離さずに窓口提出してください。

なお、集合受付会場では、事故防止のため保険料納付の取扱は行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。また、平成26年度、労災保険率表の一部改正（「製造業」と「その他の各種事業」に係る事業細目の細分化）と、一般拠出金率の改正（0.05 / 1000から0.02 / 1000に引き下げ）がありましたのでご留意ください。なお、雇用保険料率は変わらず、一般の事業で13.5 / 1000、農林水産清酒製造の事業で15.5 / 1000、建設の事業で16.5 / 1000です。（問い合わせ先：鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話0857-29-1702）

平成26年度労働保険年度更新 説明会・集合受付日程

説 明 会

地区	月 日	時 間	会 場
中 部	6月4日(水)	一般業種及び雇用保険 10:00～11:50 一括有期事業（建設業・林業） 13:30～15:00	倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町 212-5) TEL 0858-23-5390
西 部	6月5日(木)		米子市文化ホール (米子市末広町 58-6) TEL 0859-35-4171
東 部	6月6日(金)		とりぎん文化会館 (鳥取市尚徳町 101 - 5) TEL 0857-21-8700

集 合 受 付

地区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月17日(火)	9:30～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月25日(水)	9:30～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月27日(金)	9:30～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月 3日(木)	9:30～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月10日(木)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階大会議室)
中 部	6月20日(金)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月24日(火)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	7月 1日(火)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	7月10日(木)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
西 部	6月19日(木)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月23日(月)	10:00～17:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月24日(火)	9:30～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月26日(木)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月 1日(火)	11:00～15:00	日野町山村開発センター (小会議室)
	7月 2日(水)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月10日(木)	10:00～16:00	米子食品会館 (新館2階会議室)

平成26年7月1日から ①「間接差別」の対象範囲が拡大します!

雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するため、平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます。

これまで総合職の労働者を募集、採用する際に合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることが「間接差別(※)」として禁止されてきましたが、改正後は、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることが「間接差別」として禁止されます。

「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例としては、

○労働者の募集に当たって、長期間にわたり、転勤を

伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている

○部長への昇進に当たり、広域にわたり展開する支店、支社などがないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている

等がこれに当たります。

(※) 間接差別とは、性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置を、合理的な理由がない場合に講じることをいいます。

②職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針をよりわかりやすくします!!

○職場におけるセクシュアルハラスメントには同性に対するものも含まれるものであることを明示。

○セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があると考えられるため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止を高める上で重要であることを明示。

○セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発生のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしている。その対象に、

放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが含まれることを明示。

○被害者に対する事後対応の措置の例として、被害者の労働条件面での不利益の回復、管理監督者や産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。

詳細は鳥取労働局雇用均等室(0857-29-1709)まで。

平成26年度国家公務員「労働基準監督官」採用試験のご案内



1 「労働基準監督官」とは

労働基準監督官は、厚生労働省、都道府県労働局または労働基準監督署に勤務し、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令に基づいて、工場、事務所などに立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

2 受験資格

- ・昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれの方
- ・平成5年4月2日以降生まれで次に掲げる方
- ア 大学を卒業した方および平成27年3月までに大学を卒業する見込みの方
- イ 人事院がアに掲げる方と同等の資格があると認める方

3 試験の程度

大学卒業程度

4 受付期間

- ・平成26年4月1日(火)～4月14日(月)【インターネット申込】
- ・平成26年4月1日(火)～4月2日(水)【郵送また

労働者への「労働条件の明示」について

労働契約を結ぶ際には、労働者に対して賃金や労働時間などの労働条件を明示することが法律で使用者に義務付けられています。

しかし、鳥取県内において、近年この法違反が増えており、労働条件を明示していなかったことを原因とする労働相談が毎年、数多く寄せられています。

平成25年に1,206事業場に監督指導を実施した結果、102事業場(8.5%)で労働基準法第15条により義務付けられている労働条件の明示(書面の交付等)に関する違反が認められました。

また、パートタイム労働法第16条に基づく報告徴収によれば、平成25年度は48%の事業所に、昇級の有無などのパートタイム労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項の違反が認められました。

鳥取労働局では、労働条件の明示義務について、その意義を広く周知し、引き続き啓発指導を行っていきます。

【持参】

5 試験日

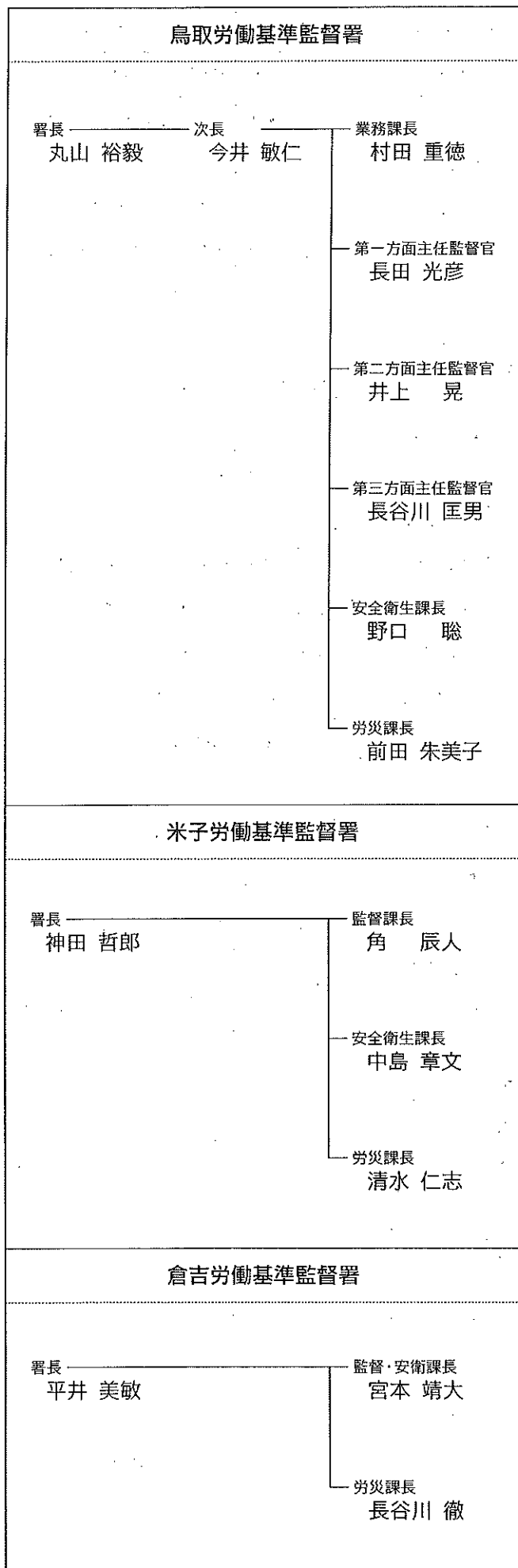
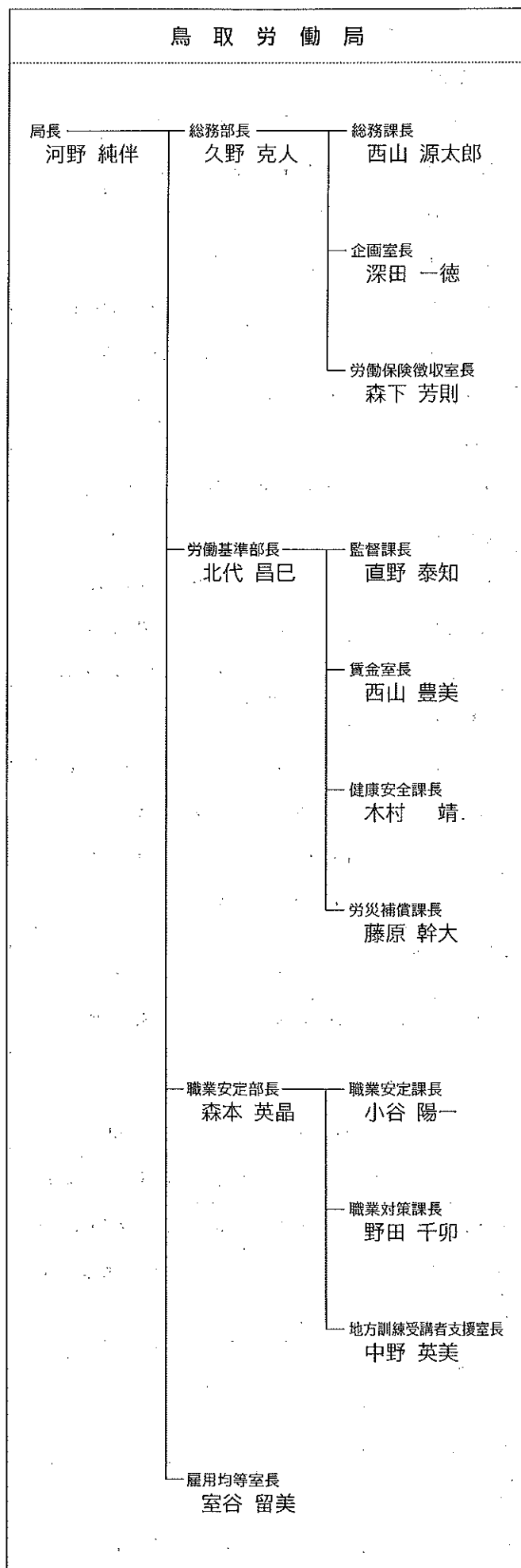
- ・第1次試験 平成26年6月8日(日)
- ・第2次試験 平成26年7月16日(水)・17日(木)・18日(金)の指定された1日
- ・最終合格発表日 平成26年8月20日(水)9:00

6 照会先

詳しくは、鳥取労働局ホームページをご覧ください。
【<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/soshiki/kantokukan-shiken/-119740.html>】

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署組織図

平成26年4月1日現在



鳥取労働局 人事異動 (平成26年4月1日付け)

	新 官 職	氏 名	旧 官 職
	鳥取労働局長	河野 純伴	茨城局 総務部長
総 務 部	総務部長	久野 克人	本省労働基準局 労災管理課長補佐
	【総務課】		
	課長補佐	高田 尚	労働保険徴収室長補佐
	人事係長	三輪 哲也	労働保険徴収室 適用指導官
	会計第二係長	清水 宏幸	会計主任
	会計第二係	石場 健人	(新規採用)
	会計第三係	難波つか彩	(新規採用)
	【企画室】		
	室 長	深田 一徳	総務課 人事計画官
	【労働保険徴収室】		
	室長補佐	松村 孝也	労災補償課 労災監察官
	適用指導官	近藤 敦美	局監督課 監督係長
	適用指導官	渡邊浩一郎	倉吉署 労災課長
	適用第二係長	赤井 淳一	米子署 補償係長
	徴収専門官	徳重 孝弘	適用主任
労 働 基 準 部	【監督課】		
	主任監察監督官	仲濱 弘昭	監察監督官
	課長補佐	久保田 剛	鳥取署 次長
	監督主任	松田久美子	米子署 庶務係長
	【貸金室】		
	室長補佐	加納 稔	労災補償課 労災医療監察官
	貸金指導官	西村 巧	健康安全課 安全専門官
	【健康安全課】		
	課 長	木村 靖	米子署長
	主任安全専門官	横野 洋一	主任衛生専門官
	主任衛生専門官	山田 正道	企画室長補佐
	安全専門官	片山 竜次	衛生専門官
	【労災補償課】		
	主任労災監察官	藤田 和美	貸金室長補佐
	労災医療監察官	涌島 吏司	労災管理調整官
	労災医療監察官	中原 学	職業病認定調査官
	職業病認定調査官	古磯 和義	鳥取署 労災課長
	社会復帰指導官	内田 浩彰	貸金室 貸金指導官

	新 官 職	氏 名	旧 官 職
労 働 基 準 監 督 署	【鳥取署】		
	次 長	今井 敏仁	局監督課 専門監督官
	副主任監督官(併) 衛生専門官	西川 祐輔	衛生専門官
	第一方面	三富 貴大	(新規採用)
	労災課長	前田朱美子	総務課 総務係長
	給付調査官	沖 啓史	労働保険徴収室 適用第二係長
	給付調査官	中塚 隆	総務課 会計第二係長
	労災課	坂本 正樹	倉吉署 労災課
	【米子署】		
	署 長	神田 哲郎	大阪局 副統括特別司法監督官
	監督課長	角 辰人	倉吉署 監督・安衛課長
	(併) 専門監督官	市村 英二	鳥取署 (併) 専門監督官
	庶務係長	門本 孝和	労働保険徴収室 徴収第一係長
	補償係長	原田 真吾	島根局 出雲署 補償係長
	【倉吉署】		
	監督・安衛課長	宮本 靖大	本省労働基準局 監督課 主任
	労災課長	長谷川 徹	鳥取署 給付調査官
	給付調査官	高島 裕治	労災補償課 費用徴収専門官
	給付調査官	住谷 正樹	鳥取署 補償係長
【転出】(平成26年4月1日付け)			
本省大臣官房付 (4/2(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高齢者助成部長)		矢澤 由宗	鳥取労働局長
中央労働委員会事務局 近畿地方事務所長		佐々木俊哉	総務部長
福井局 労働基準部 労災補償課長		酒井 恵一	総務課長
広島局 福山署 第二方面主任監督官		檀上 昌浩	米子署 監督課長
島根局 出雲署 労災課 給付調査官		齋藤 初枝	鳥取署 給付調査官
兵庫局 但馬署 監督課		衣笠慎二郎	鳥取署 第三方面
愛媛局 新居浜署 安全衛生課		森岡 一郎	米子署 監督課
岡山局 雇用均等室		岸本 祐弥	総務課 会計第三係
【出向】(平成26年4月1日付け)			
(独) 労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター 副所長		西尾 克美	健康安全課長
【辞職】			
辞職 (平成25年12月31日付け)		加藤 裕貴	総務課 会計主任

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

産業保健活動総合支援事業のご案内

平成26年4月から新しい支援体制がスタート

平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業（地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

【これまでの3事業の体制】

地域産業保健センター

労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター （連絡事務所）

産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

メンタルヘルス対策 支援センター

産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

【平成26年4月からの新体制】

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

〔都道府県ごとに設置〕

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 （地域産業保健センター）

〔おおむね労働基準監督署管轄区域に設置〕

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

独立行政法人 労働者健康福祉機構ホームページ

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取市扇町1-15-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階
TEL 0857-25-3431
FAX 0857-25-3432

産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

鳥取県西部産業保健センター

〒680-0845 鳥取市富安1丁目7-5
(鳥取県西部医師会館内)
TEL 0857-29-2255
FAX 0857-22-2754

鳥取県中部産業保健センター

〒682-0871 倉吉市旭田町1-8
(鳥取県中部医師会館内)
TEL 0858-23-2651
FAX 0858-23-2651

鳥取県北部産業保健センター

〒683-0824 米子市久米町1-3-6番地
(鳥取県西部医師会館内)
TEL 0859-22-3570
FAX 0859-34-6252

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- 産業保健に関する情報提供

※ 労働者数50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

労働者健康福祉機構（本部）

- 産業保健に関する全体的な情報提供
- メンタルヘルス相談機関などの情報の登録

平成26年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区 分	玉 掛 け (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2～1.5日・実技1日) 受講料 23,245～21,085円	ガ ス 溶 接 (学科1日・実技1日) 受講料 11,664円	フォークリフト運転 (最大荷重 1t 以上) (学科1日・実技3日) 受講料 31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重 5t 未満) (学科2～1.5日・実技1日) 受講料 25,405～21,085円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重 5t 以上) (学科2～1.5日・実技1日) 受講料 25,405～22,165円
4 月	①鳥:学科7(月)、8(火) 実技 10(木)～18(金) ②米:学科23(水)、24(木) 実技 26(土)～5/2(金)		①倉:学科9(水) 実技 11(金)～23(水) ②米:学科25(金) 実技 30(水)～5/21(水)		
5 月	③倉:学科7(水)、8(木) 実技 9(金)～19(月) ④米:学科22(木)、23(金) 実技 26(月)～30(金)		③米:学科20(火) 実技 22(木)～6/7(土)		
6 月			④鳥:学科16(月) 実技 17(火)～7/9(水)	①鳥:学科2(月)、3(火) 実技 4(水)～14(土) ②米:学科17(火)、18(水) 実技 19(木)～30(月)	
7 月	⑤倉:学科1(火)、2(水) 実技 4(金)～9(水)	①米:学科23(水) [学生7/31(木)] 実技 8/1(金)～8/7(木) [学生含む]	⑥米:学科10(木) 実技 11(金)～31(木)		
8 月		②鳥:学科8(金)[学生含む] 実技 11(土)～20(水) [学生含む]			米:学科21(木)、22(金) 実技 23(土)～30(土)
9 月	⑥鳥:学科4(木)、5(金) 実技 8(月)～12(金)		⑥鳥:学科29(月) 実技 10/1(水)～25(土)	③倉:学科16(火)、17(水) 実技 19(金)～10/1(水)	
10 月	⑦米:学科16(木)、17(金) 実技 18(土)～25(土) ⑧倉:学科30(木)、31(金) 実技 11/4(火)～7(金)		⑦倉:学科27(月) 実技 29(水)～ 11/14(金)		
11 月			⑧米:学科17(月) 実技 18(火)～ 12/10(水)	④米:学科12(水)、13(木) 実技 18(火)～29(土)	
12 月			⑨米:学科5(金) 実技 11(木)～20(土)		
H 27	⑨倉:2月予定	③倉:1月予定			

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

免許試験準備講習・実技教習

区 分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料 16,200円	有 機 溶 剤 (学科2日) 受講料 12,744円	特定化学物質 ・四洲鉛鉛等 (学科2日) 受講料 12,744円	プレス機械 (学科2日) 受講料 12,312円	石 綿 (学科2日) 受講料 12,636円	第1種・第2種衛生管理者 受講料 20,520円～15,336円 倉:学科 7/28(月)、29(火) 倉:倉吉体育文化会館 / 新日本海新聞社中部本社
月	①倉:学科 4/15(火)、16(水) 実技 21(月)～22(火)	①鳥:学科 5/13(火)、 14(水)	倉:学科 9/1(月)、2(火)	倉:学科 8/27(水)、 28(木)	倉:学科 1/7(水)、8(木)	クレーン運転実技教習 受講料 77,760円 米:ポリテクセンター米子 (随時実施)
日	②倉:学科 10/6(月)、7(火) 実技 8(水)～9(木)	②米:学科 10/14(火)、 15(水)				
会 場	倉: 新日本海新聞社 中部本社	鳥:協会会館 米:ポリテクセン ター米子	倉: 新日本海新聞社 中部本社	倉: 新日本海新聞社 中部本社	倉: 新日本海新聞社 中部本社	鳥取地区免許試験 (第1種・第2種衛生管理者、 クレーン・デリック運転士(クレーン限定)) 日 時:平成26年9月20日(土) 場 所:鳥取短期大学(倉吉市福庭854) 受 付:持参(当協会、中部支部、西部支部) 8月4日(月)～6日(水) 郵送7月22日(火)～8月1日(金)

平成25年における労働災害発生状況について

—鳥取労働基準監督署—

鳥取労働基準監督署管内で平成25年に発生した労働災害死傷者数は、166人（休業4日以上、確定値）で、前年同期に比べ2人増加しました。また、死亡災害は、24年、25年とも2人でした。

業種別の発生状況は、建設業が30人で最も多く、次が製造業26人、順に、運輸交通業23人、商業23人、林業15人、保健衛生業10人などでした。

事故の型別の発生状況は、転倒が最も多く41人、次は、墜落・転落の31人、その次が17人のはさまれ・巻き込まれ、交通事故が14人、激突され13人、切れ・こすれ13人、飛来・落下11人などでした。

近年、転倒災害が最も多い災害となっており、平成25年も全産業の災害合計の約25%を占めています。冬期の凍結等によるもの、段差や通路の隙間に気づかず、床面が水等で滑りやすい状況で、置いてあった物に気づかずつまずいて等が転倒災害の主な発生状況です。

転倒災害は、すべての業種で対策が必要となりますので、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の取組や、鳥取労働局ホームページにある「足元みなおし（転倒災害防止）チェックシート」を参考にして下さい。

墜落災害は、約半数が建設業で発生していますが、運送業、小売業、その他の業種でも発生しています。墜落災害防止対策の原則は、安全に作業を行うための作業床を設けること、作業床の端や開口部等に手すり等を設けることです。作業床等を設けることが困難なとき等には、労働者に安全帯を使用させなければなりません。

安全対策は、まずは、危険性、有害性の事前調査と、それに基づく作業計画の策定が重要ですが、安全帯を使用させるときには、

◎（安全帯が必要な）作業の全行程において、安全帯が使用できない場所、瞬間がないように、

○安全帯の取付設備（親綱等）を設置すること

○安全帯の機能等の確実な点検

○安全な使用方法の教育

○作業中の使用状況の監視

これらのことを、組織的にチェックすることが必要です。

安全帯の使用が、労働者個人任せになっていないか、

あらためて確認をお願いします。

それぞれの事業場で、KY活動、安全衛生パトロール、安全衛生教育など従来からの自主的な安全衛生活動に加え、より安全な職場づくりのため、リスクアセスメント等（危険性又は有害性等を特定し、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討を行い、それに基づく措置を実施すること。）の実施が広まりつつあります。一方で、労働基準監督署の職員が、臨検監督、個別指導を行った際、基本的な対策の不備が少なからず認められます。例えば、

○設備・機械等が安全な状態で使用されていない（足場の手すり等がない、機械の定期点検が行われていない、安全装置の点検整備がされていない。）。

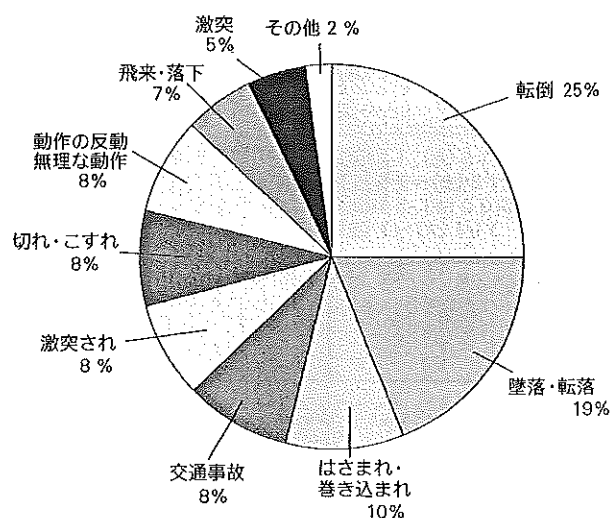
○安全作業マニュアルがない、マニュアルが徹底されていない。

○必要な資格者が配置されていない。

などです。

今年度、より一層、各事業場が、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップされるよう、自主的な安全衛生管理活動の積極的な推進をお願いします。

型別発生状況 平成25年（鳥取署）



安全衛生教育等講習会のご案内

平成26年度に東部支部で実施を予定している各種講習会並びに特別教育は当協会のホームページ等に掲載しておりますが、6月末までに実施するものは次のとおりです。計画的に、かつ、対象者が漏れなく受講されるようご配慮をお願いします。

○職長・安全衛生責任者教育

5月22日（木）・23日（金）

○電気取扱業務（低電圧）特別教育

6月18日（水）

○アーク溶接業務特別教育

—学科— 6月23日（月）・24日（火）

—実技— 6月25日（水）～27日（金）

（うち、1日半を受講）

定期会員会議（旧総会） 開催のお知らせ

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部の平成26年度定期会員会議（旧総会）を次のとおり開催します。多数の会員事業場の皆様のご出席をお願いします。

（参加者には記念品を贈呈予定）

日時 4月23日（水）15時～

場所 白兔会館（鳥取市末広温泉町556）

「労働環境の変化」に対応するために

— 米子労働基準監督署 —

平成24年末に発足した第二次安倍内閣は、デフレ脱却を目指して様々な経済施策を展開しています。景気は回復傾向にあり、1月の月例経済報告からは、「景気の回復基調が続くことが期待される。」と判断しています。

監督署に寄せられる労働相談は、景気の動向に影響されます。下のグラフは、平成17年から平成22年までの間、つまり、リーマンショックを挟んだ5年間に鳥取県内の監督署に寄せられた労働相談の件数と、景気の動向を示す指標とされる鳥取県の有効求人倍率を比較したものです。労働相談の件数と有効求人倍率には明らかな相対関係があることが分かります。

また、平成26年2月末の鳥取県の有効求人倍率は0.94倍で、有効求人数は前年同月を1年11ヶ月連続して上回るなど改善傾向が続いています。有効求人数の動きに応じて県内の労働相談の総件数も減少傾向にあり、相談に来署された方は3年連続して減少しています。

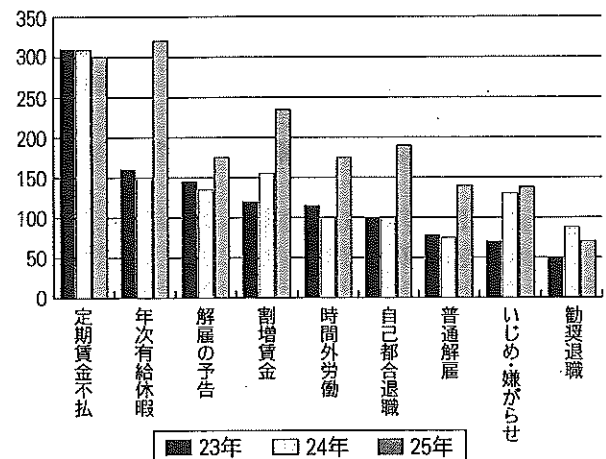
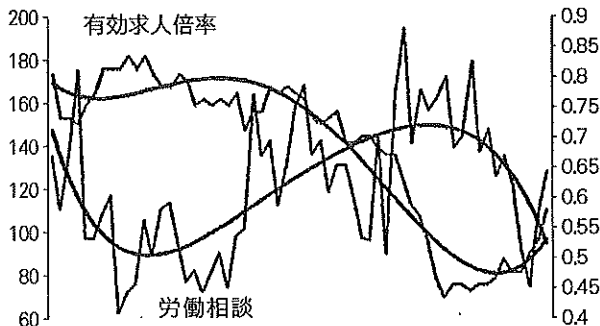
ところが、来署された方から相談があった項目を集計してみると、昨年は大変多くの項目について相談が寄せられたことが分かります。

右下の棒グラフは、過去3年間に米子監督署に寄せられた相談を項目別に集計したものです。総件数では前年を下回っていますが、それぞれの相談項目をみると年休や割増賃金など多くの項目で昨年を上回っています。こ

れは、1人の相談者が複数の項目について相談されたことを示しています。景気が回復傾向にある中で、監督署に相談される方の数は減少傾向にありますが、相談内容には多様化がみられます。このような変化は、若者の使い捨て等の社会問題や労働基準監督官をテーマにしたテレビドラマが放映されるなどして働く人たちが自分の労働条件に関して強い関心を寄せてきたからではないかと考えられます。

政府が示す成長戦略では、労働・雇用分野について、「戦後の高度経済成長の時代に作られた雇用システムや教育システムが、『成功体験の罠』にとらわれ、今日まで維持温存されてしまった結果、女性や高齢者の能力が十分活用されないままとなっている。」と問題を提起し、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への施策転換」を一つの柱としてあげています。

「景気の良い循環」をつくり出すためには、賃金の引き上げが重要であるとされる中で迎えた今年の春闘では、非製造業でもベースアップをする企業もあり、働く人たちのめぐる環境は変化しつつあります。このように働く人たちの生命と生活を守るためには、企業がコンプライアンスの徹底を図ることに尽きると考えます。



会員会議開催のお知らせ

西部支部では、平成26年度の会員会議を下記により開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

日時 4月30日(水) 午後3時から

場所 ホテルサンルート米子

(米子市西福原1-1-55)



平成26年3月分から協会けんぽ 鳥取支部の介護保険料率が変わります

平成26年度の協会けんぽ鳥取支部の健康保険料率は、9.98%に据え置きとなりますが、介護保険料率(全国一律)は、平成26年3月分(4月納付分)から1.72%に引上げとなります。

現行 9.98%	健康保険料率	平成26年3月分から 据え置き
現行 1.55%	介護保険料率	平成26年3月分から 1.72%

【お問い合わせ先】全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部
企画総務グループ 0857-25-0051

労働災害防止のために今できること

一倉吉労働基準監督署一

鳥取県労働基準協会中部支部の会員の皆様におかれましては、労働災害防止のために、日々、ご協力いただき、ありがとうございます。皆様のおかげもありまして、倉吉労働基準監督署管内の平成25年における休業4日以上の労働災害の発生件数は、全産業で72件（確定値）となり、昨年同時期の86件を下回り、14件減少となりました。

しかし、残念ながら、昨年は、倉吉労働基準監督署管内で2件の死亡災害が発生しました。その内の1件は、屋根工事中に、作業員が2階屋根から墜落したものでした。作業をしていた屋根は、墜落防止措置は講じられておらず、当該災害は、屋根の端部に手すりを設ける等適当な墜落防止措置が講じられていれば、防ぐことのできた災害でした。被災者やご家族のことを思うと痛恨の極みであります。

前述の死亡災害を含めた平成25年の全事故の型別としては、「転倒」が16件と最も多く、次いで「墜落・転落」が11件でした。

転倒災害の原因として、「コード等につまづく」、「床面等の水や油で滑る」、「床面等の段差につまづく」、「凍結した道で滑る」、「階段で足を踏み外す」等があげられます。転倒災害は、墜落・転落災害のように長期療養を要する重篤な災害にならないと思われる方もおられるかもしれませんが、両手に荷物を持っていた際に転倒し、手を出せずに、顔面を扉にぶつけたという事例や調理場で床の油で滑り、揚げ物を作るフライヤーの油の中に手を入れて熱傷したという事例もあり、転倒災害も重篤な災害につながる場合があります。そのため4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）を強化する等により、通路、作業面のリスクを除去・低減し、転倒災害を未然に防止することが大切です。

倉吉労働基準監督署では、作業上の危険を分かりやすく注意喚起でき、一般の労働者の方にも参加しやすい等、安全確保の有効な方法として「安全の見える化」の普及を促進しています。

私達は、日常生活や仕事において、五感から情報を入手します。その五感から情報をつかむ割合のうち、目（視

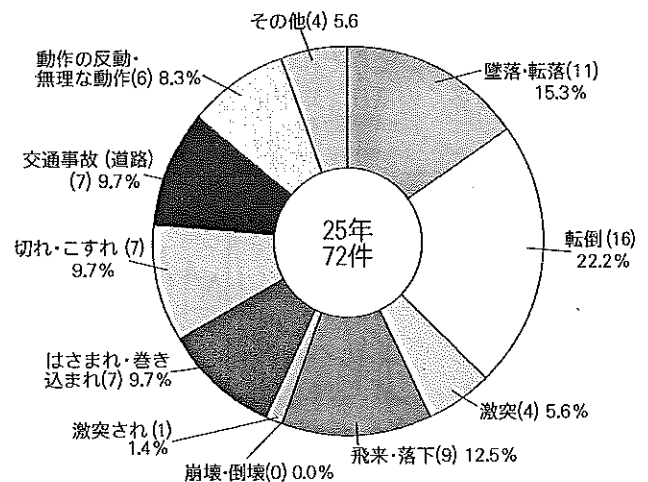
覚）は80%を超えと言われており、目（視覚）からの情報把握が大半を占めていると考えられています。職場に潜む危険等は、視覚的に捉えづらいものがあります。それらを可視化（「見える化」）することで、危険箇所を早期に発見することが可能で、また、組織内の情報の共有が進められることから、労働災害を未然に防ぐことができます。

これからの安全は、労働者自らが進んで考えて行動することが求められています。「見える化」は、労働者に問題点を気づかせ、問題を顕在化することで、労働者の安全意識も高まり安全活動の活性化に繋がります。

「いつもしている作業だから大丈夫だろう。」という油断が、きっかけとなる災害があります。普段、行っている作業をもう一度見直してみてください。思わぬところに潜んでいた危険を見落としていたことに気付くかもしれません。その「気付き」が労働災害を未然に防ぐことに繋がります。

今後も労働災害ゼロという目標等が達成できますようご協力お願い致します。

平成25年事故の型別労働災害発生状況（倉吉労働基準監督署）



平成26年度 安全衛生教育等講習会

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ① 安全衛生推進者養成講習 5月29日(木)・30日(金)
- ② 巻上げ機運転業務従事者特別教育
6月11日(水)・13日(金)
- ③ 安全管理者等研修会 6月20日(金)
- ④ 職長(安全衛生責任者)教育 7月14日(月)・15日(火)
- ⑤ アーク溶接業務特別教育
(学科) 8月25日(月)・8月26日(火)
(実技) 8月26日(火)・8月27日(水)
- ⑥ 5トン未満クレーン特別教育
(学科) 9月18日(木)
(実技) 9月19日(金)
- ⑦ 衛生管理者等研修会 9月25日(木)

- ⑧ 安全管理者選任時研修 10月16日(木)・17日(金)
- ⑨ K Y T (危険予知訓練)研修 11月14日(金)
- ⑩ 特定粉じん作業特別教育 11月21日(金)
- ⑪ 自由研削といしの取替え等特別教育 12月12日(金)
- ⑫ 労務管理研修会 27年2月13日(金)
(期日を変更することがあります)

[受付・問合せ先]

鳥取県労働基準協会中部支部

(TEL0858-22-9054)

会員会議開催のお知らせ

中部支部では、平成26年度の会員会議を下記により開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

日時 4月30日(水) 午後3時30分から
場所 倉吉シティホテル(倉吉市山根543-7)